

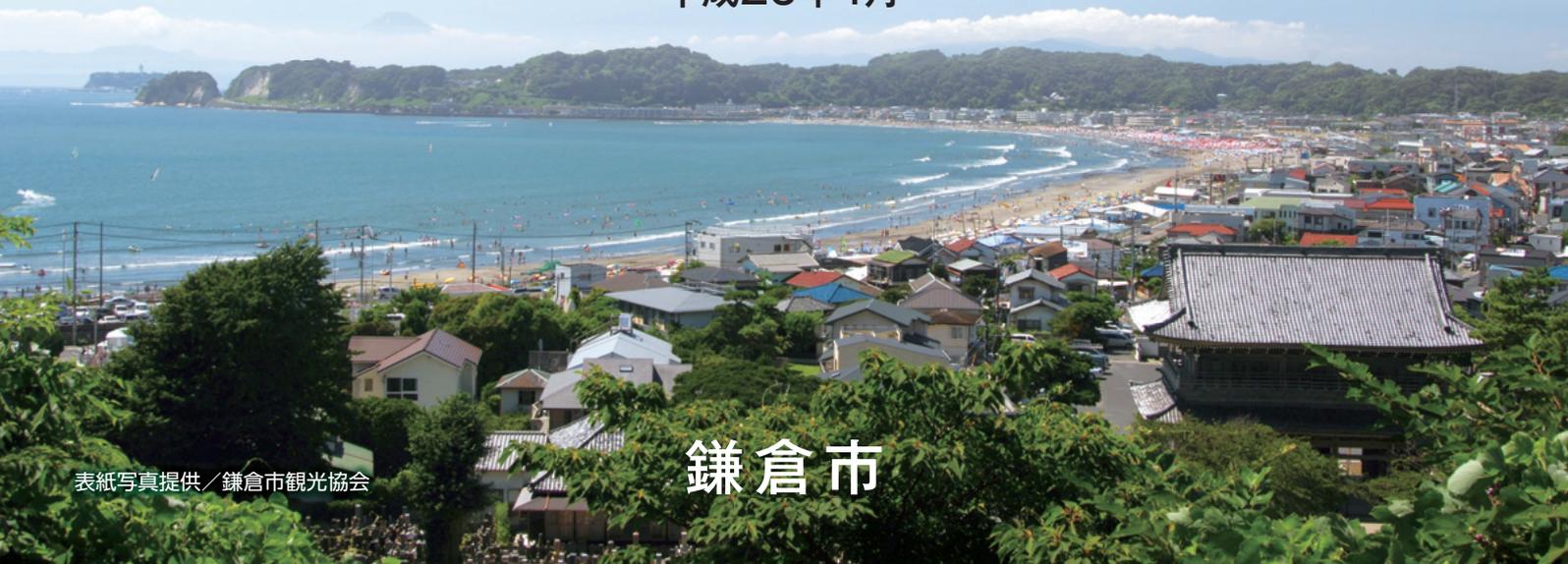


第3次鎌倉市総合計画

● ● ● 第3期基本計画 ● ● ●



平成26年4月



鎌倉市

第3次鎌倉市総合計画

● ● ● 第3期基本計画 ● ● ●

2014 ▶ 2019

(平成26年度)

(平成31年度)



発刊にあたって



私たちのまち、鎌倉は、歴史的文化的遺産と豊かな自然に恵まれた、唯一無二のまちです。現在の鎌倉があるのは、鎌倉を愛する方々のたゆまぬ努力の賜物であり、今を生きる私たちは、この先人からの歴史と文化そして風土を受け継ぎながら、より魅力的な鎌倉を創り、次の世代に大切に引き継いでいかなければなりません。

しかし、今、本市は、大きな財源不足に加え、東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくりや、公共施設の老朽化に対する対応など、新たな、そして緊急を要する課題が生じています。そこで、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、鎌倉が誇る資源を生かしながら、新しい魅力を創造し続けるため、この度、前基本計画の見直しを前倒しし、第3期基本計画を策定しました。

私は、この6年間において、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、第3期基本計画を着実に推進してまいります。そして、市民の皆さまと一丸となって、世界に誇れる持続可能なまち「鎌倉」をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ワールドカフェ等にご参加いただいた方々をはじめ、貴重なご意見・ご協力をいただいた大勢の市民・関係者の皆さまに感謝申し上げます。今後とも円滑な計画の推進に向けて、一層のご協力をお願いいたします。

平成26年4月

鎌倉市長

松尾 崇

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

市の木・市の花

市の木

ヤマザクラ



「ヤマザクラ」(オオシマザクラを含む)は
昭和50(1975)年10月25日に市の木に制定されました。

和名 山桜(ヤマザクラ)
学名 Prunus Jamasakura
科名 バラ科サクラ属
特徴 落葉広葉樹で高木
花の色 白色、淡紅色や淡紅紫色など変異があり
花期 4月頃～(葉と同時に花をつけます)

ヤマザクラは本州(関東地方以西)・四国・九州に分布する日本の代表的な桜です。低山地に多いですが、平地でもよく見かけます。

寿命はとても長く、100年～150年とも言われていて、高さは15m～25m、幹の直径は1mを越えるまで成長します。材は建築材、家具材等に用いられ、古来(こらい)、樹皮は食中毒、果皮は胃カタルに多用されたそうです。鎌倉市では3月下旬～4月上旬ころに散在ヶ池(さんざがいけ)森林公園で美しい花を見ることができます。

市の花

リンドウ



「リンドウ」は
昭和50(1975)年10月25日に市の花に制定されました。

和名 竜胆(リンドウ)
学名 Gentiana
科名 リンドウ科リンドウ(ゲンチアナ属)
花の色 青紫、紫紅、白
花期 9月から11月
(ただしハルリンドウと言って花期が3月から6月の種類もあります)

リンドウは野山に自生するリンドウ科の耐寒性の多年草で、葉が笹(ササ)に似ているのでササリンドウとも呼ばれています。日本、シベリア、中国、朝鮮半島に分布し、種類は約400種類もあり、日本には約18種自生(じせい)しています。漢字で書くと「竜胆」、呼び名の「リンドウ」は竜胆(リュウタン)が訛ったもので、中国でこの名が付けられました。これはリンドウの根から「リンドウコン」という薬がとれるのですが、竜の胆(きも)のように苦いということからだそうです。リンドウの薬効は古くから、世界的にも知られていて、

主には苦味健胃、消化不良、食欲増進、解毒などに効果があるそうです。うさぎに化けた神様がリンドウの薬効を教えたという言い伝えもあります。鎌倉市の市章は通称「ササリンドウ」と呼ばれるリンドウ紋です。

目次

総合計画の沿革	1
総合計画見直しの背景	1
総合計画の見直し	2
計画の構成と期間	2
第1編 第3次鎌倉市総合計画 基本構想	4
第1章 基本理念	6
第2章 将来都市像と将来目標	7
第3章 基本構想の基礎的な指標	10
第4章 基本構想の実現に向けて	11
第2編 第3期基本計画の概要	12
第1章 基礎条件	14
1. 人口	14
2. 土地利用	16
3. 環境	18
第2章 計画の推進に向けた考え方	20
1. 市民自治	21
2. 行財政運営	23
3. 防災・減災	25
4. 歴史的遺産と共生するまちづくり～世界遺産のあるまちをめざして～	28
第3章 第3期基本計画の施策体系	31
1. 体系の見方	31
2. 第3次鎌倉市総合計画 第3期基本計画 施策体系図	32

第3編 第3期基本計画 施策の方針	34
序章 施策の展開に向けて	36
第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち	38
(1) ① 平和推進事業の充実	40
(2) ① 人権施策の充実	42
(3) ① 多文化共生社会の推進	44
第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	46
(1) ① 歴史的風土の保存	48
(1) ② 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用	50
(1) ③ 文化財の保存、調査・研究、情報の充実	52
(2) ① 文化活動の支援・推進	54
第3章 都市環境を保全・創造するまち	56
(1) ① 緑の保全等	58
(1) ② 都市公園等の整備・管理	60
(2) ① 良好な都市景観形成事業の推進	62
(3) ① 3Rの推進・ごみの適正処理	64
(3) ② 環境汚染の防止	66
(3) ③ まちの美化	68
(3) ④ 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	70
(3) ⑤ 野生鳥獣等への対応	72
(3) ⑥ 海浜の環境保全	74
第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	76
(1) ① 地域生活の支援サービス	78
(1) ② 市民の健康と安心づくりの推進	80
(2) ① すべての子育て家庭への支援	82
(2) ② 子育て支援施設の整備	84
(3) ① 安全・安心で開かれた学校づくり	86
(3) ② 教育内容・教育環境の充実	88
(3) ③ 学校施設の整備	90
(4) ① 青少年の育成・支援	92
(5) ① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用	94
(5) ② 学習環境の整備・充実	96
(6) ① 市民スポーツ・レクリエーションの推進	98
(6) ② スポーツ施設の整備	100

第5章 安全で快適な生活が送れるまち	102
(1) ① 地震対策・風水害対策の充実	104
(1) ② 危機管理対策	108
(1) ③ 消防機能の整備・充実	110
(1) ④ 防犯活動の充実・強化	112
(2) ① 市街地整備の推進	114
(3) ① 道路・交通体系の検討	118
(3) ② 交通安全意識の高揚	120
(3) ③ 駐輪対策の推進	122
(3) ④ 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進	124
(4) ① 道路・橋りょうの整備・維持管理	126
(5) ① 鎌倉らしい住まいづくり	128
(6) ① 下水道の整備・管理	130
(6) ② 水辺環境の整備・創出・管理	132
(6) ③ 下水道資源の有効利用	134
第6章 活力ある暮らしやすいまち	136
(1) ① 農業・漁業の振興	138
(1) ② 商工業振興の充実	140
(2) ① 観光都市としての質の向上	142
(2) ② 安全で快適な観光空間の整備	144
(2) ③ 地域が一体となった観光振興の推進	146
(3) ① 雇用支援の充実	148
(3) ② 働く環境の充実	150
(3) ③ 技能振興の充実	152
(4) ① 消費者施策の推進	154
参考資料	156
1. 付属資料	158
2. 第3期基本計画の策定過程	178
3. 根拠法令等	222

総合計画の沿革

鎌倉市の総合計画は、昭和51年9月に最初の基本構想が議決され、これに基づき、昭和54年9月に(第1次)鎌倉市総合計画の基本計画(昭和55～60年度)を策定しました。

その後、基本構想期間を10年間とする第2次鎌倉市総合計画(昭和61～平成7年度)を策定し、前後期各5年間の基本計画を定めました。

そして、基本構想期間を30年間とする第3次鎌倉市総合計画(平成8～37年度)を策定し、当初の10年間の第1期基本計画(平成8～17年度)に引き続き、第2期基本計画(平成18～27年度)を定めました。

総合計画見直しの背景

本市では、基本構想に掲げた将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向けた市政運営を進め、第2期基本計画では、人口減少社会の到来、右肩上がりの経済の終焉といった社会経済状況の下、新しい時代の社会変化に対応した「元気で輝く鎌倉」をつくるための計画とし、これまでに前期・中期・後期の3期の実施計画に取り組んできました。

しかし、本市は、以下のような新たな課題に直面しています。

1 大幅な財源不足と厳しい財政見通し

平成24(2012)年度にスタートした第2期基本計画後期実施計画では、景気低迷により市の歳入の根幹を成す市税収入に大きな改善が見込めないなか、第2期基本計画中期実施計画からの継続事業に新たな事業が加わったことにより、計画規模が拡大し、大きな財源不足(4年間で107億円の不足)が生じる結果となりました。

表1 計画自由財源と後期実施計画推計事業費(一般会計) (単位:億円)

	推計期間				合計
	H24	H25	H26	H27	
実施計画に充当可能な財源(計画自由財源)①	21.6	16.1	9.3	27.1	74.1
後期実施計画事業費(一般財源)②	37.5	49.6	52.6	41.1	180.9
財源不足額 ③=①-②	▲15.9	▲33.5	▲43.3	▲14.0	▲106.8

※端数計算の関係上、「合計」欄の数値に不一致が生じています。

2 公共施設の老朽化

本市では、昭和30年代から40年代にかけて大規模な宅地開発が行われ、集中的な人口増加とともに公共建築物やインフラ(道路、橋りょう、下水道など)の公共施設の整備が行われてきました。全国的にみても、本市の公共施設は老朽化が進行しており、今後は、これら公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大が見込まれています。

3 防災・減災対策

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくり、特に、14mを超えると予測される大津波に対する防災・減災対策は、本市における新たな、そして緊急を要する課題であり、地域防災計画に基づいた取組が急務となっています。

総合計画の見直し

このようななかで、「鎌倉」に住むこと、訪れることの素晴らしさを、市民はもとより、世界中の方々に再確認してもらえよう、もう一度、基本構想における将来都市像の実現に向けたまちづくりを力強く進めていかなければなりません。

そのためには、今こそ、危機的状況にある、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、鎌倉が誇る資源を活かしながら、新しい魅力を創造し続けることが重要です。

そこで、今回、基本構想を一部修正するとともに、平成27(2015)年度までを計画期間とする第2期基本計画を平成25(2013)年度までで終了させ、平成26(2014)年度を初年度とする第3期基本計画を前倒しして策定することとしました。

計画の構成と期間

【計画の性格】

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とし、本市の将来都市像とそれを実現するための施策の基本的な考え方を定めるものです。行政は、市民との役割分担と協働のもと、計画の推進に努めていきます。

【計画の構成と期間】

1 基本構想

市民憲章の基本理念を継承し、環境と調和した豊かな市民生活を実現するため、市民と行政が協働して描いた将来都市像とまちづくりの基本理念、将来目標、基礎的な指標及び基本構想実現に向けた基本方針を定めたものです。

平成8(1996)年度から37(2025)年度までの30年間を、基本構想の期間としていますが、平成24(2012)年3月の将来人口推計の時点修正など、基本構想の趣旨を変えない範囲で、定め直しています。

2 第3期基本計画

基本構想に示されている考え方及び将来目標を実現するための政策・施策体系と手段を具体的に示した中期的な計画です。基本計画の前提となる基礎条件、計画の推進に向けた考え方、施策体系、6つの将来目標に沿った政策分野ごとの施策の方針、から構成されています。

計画期間は、平成26(2014)年度から31(2019)年度までの6年間とします。

3 実施計画

基本計画で示される「目標とすべきまちの姿」や「主な取組」を、計画的・効果的に実施していくため必要とされる具体的な事業の概要を明らかにすることで、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的な指針となる短期計画として定めたものです。

前期実施計画の期間は平成26(2014)年度から28(2016)年度までの3年間とし、後期実施計画の期間は平成29(2017)年度から31(2019)年度までの3年間とします。

図1 計画の構成と期間

